

令和6年度版

選手強化事業費補助金事務マニュアル

【補助対象事業】

- ・競技力向上支援事業
- ・指導者資格取得事業
- ・トップアスリート活動支援事業
- ・ポテンシャルアスリート活動支援事業
- ・ジュニア体験・育成事業
- ・トップコーチ活動支援事業
- ・スポーツ・インテグリティ推進事業

I 共通事項

1 事業実施期間

事業は、交付決定日に始まり、当該年度の3月31日に終わるものとすること。

2 会計処理に関すること

- (1) 書類は、岩手県体育協会に提出すること。
(岩手県の競技担当者がいる場合は担当者を経由すること)
- (2) 書類の提出は余裕をもって行うこと。
- (3) 領収書等証拠書類は大切に保管すること。
- (4) 受領印は必ず本人からもらうこと。
- (5) 補助事業に係る書類は事業完了後5年間保管すること。
- (6) 補助金の執行に当たっては、経済的かつ効率的に執行すること。
- (7) 領収書の宛名は、各事業の補助金申請者の名前（各競技団体・指定クラブ名）と合致すること

II 補助事業

1 補助対象事業一覧

No.	事業名	事業内容	補助対象経費
1	競技力向上支援事業	<p>県内競技団体が国スポ候補選手等を対象として、強化練習会、合宿、各種大会参加、県外遠征、アドバイザリー招聘等を実施する際に要する経費</p> <p>○補助事業内容</p> <ul style="list-style-type: none">・強化練習会（県内外で行う練習会、合宿、強化試合等）・県外チーム招聘（強化練習会に招聘する県外チーム）・各種大会参加・外部指導者招聘（アドバイザリー等）・各種研修会・講習会等 <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none">・選 手・指導者・その他スタッフ・招聘チーム選手・スタッフ・外部指導者（アドバイザリー等）	<ul style="list-style-type: none">・宿泊料・交通費・会場使用料・謝 金・保険料掛金・大会参加料・講習会等参加料・その他特に必要と認める経費
2	指導者資格取得事業	<p>国スポ監督へ取得が義務付けられている資格取得等（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格）の講習会等</p> <p>○補助事業内容</p> <ul style="list-style-type: none">・国スポ監督へ取得が義務付けられている指導者資格取得講習等 <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none">・選 手・指導者	<ul style="list-style-type: none">・宿泊料・交通費・保険料掛金・講習会等受講料・その他特に必要と認める経費

No.	事業名	事業内容	補助対象経費
3	トップアスリート 活動支援事業	<p>日本代表及び日本代表候補選手のうち、岩手県体育協会が指定した選手を対象に、遠征費や強化活動に要する経費</p> <p>○補助事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強化活動 ・遠 征 ・各種大会 ・各種研修会等 <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選 手 ・スタッフ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料 ・交通費 ・会場使用料 ・謝 金 ・保険料掛金 ・大会及び研修会参加料等 ・その他特に必要と認める経費
4	ポテンシャル アスリート 活動支援事業	<p>過去2年間の国内主要大会において、個人で8位以内の入賞実績がある当該年度 22歳未満の選手のうち、岩手県体育協会が指定した選手を対象に、遠征費や強化活動に要する経費</p> <p>○補助事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強化活動 ・遠 征 ・各種大会 ・各種研修会等 <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選 手 ・スタッフ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料 ・交通費 ・会場使用料 ・謝 金 ・保険料掛金 ・大会及び研修会参加料等 ・その他特に必要と認める経費
5	ジュニア体験・ 育成事業	<p>岩手県体育協会が指定した競技団体が実施する、ジュニア層(小・中学生年代)の中長期的な選手育成に係る、体験会、強化活動、遠征、各種大会への参加等に要する経費</p> <p>○補助事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練習会(県内外で行う合宿、練習試合等) ・県外チーム招聘(強化練習会に招聘する県外チーム) ・各種大会参加 ・外部指導者招聘(アドバイザリー等) ・各種研修会・講習会等 <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技団体が主催する事業等への参加者・選手 ・指導者・その他スタッフ ・招聘チーム選手・スタッフ ・外部指導者(アドバイザリー等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料 ・交通費 ・会場使用料 ・謝 金 ・保険料掛金 ・大会参加料 ・講習会等参加料 ・その他特に必要と認める経費
6	トップコーチ活動 支援事業	<p>岩手県体育協会が認定する指導者の指導技術向上に関する研修等に要する経費</p> <p>○補助事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者研修会等 <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県体育協会からトップコーチの認定を受けた指導者 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料 ・交通費 ・保険料掛金 ・研修会等参加料 ・研修会開催経費 ・その他特に必要と認める経費

No.	事業名	事業内容	補助対象経費
7	スポーツ・インテグリティ推進事業	<p>競技団体のコンプライアンス推進のための機能を充実させ、役員・指導者・アスリート等に対する教育・研修の強化を行い、スポーツ・インテグリティの確保に要する経費。</p> <p>○補助事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ協会等が主催する研修会の参加 ・競技団体の経営・運営を担う人材を対象とした研修会の開催 <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技団体の組織マネージャー ・競技団体の経営・運営を担う人材（理事長、事務局長、強化責任者、監督、コーチ、その他スタッフ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料 ・旅費 ・会場使用料 ・謝金 ・講習会等参加料 ・その他特に必要と認める経費

2 補助対象経費

(1) 宿泊費

ア 宿泊を伴う補助事業において、1泊8,000円を上限額とした宿泊料金の実費額とする。

※海外遠征や大会参加の際に主催者から斡旋される場合及び外部指導者については実費額を上限とすることができる。

なお、宿泊領収書は、利用期間、利用人数、宿泊単価、食事提供の有無等詳細が記載されたものを提出すること。

イ 食事の提供がない施設に宿泊した場合、朝食・夕食に限り、食費として1食あたり1,100円を上限額とした実費を宿泊料金に加算することができる。その場合であっても宿泊費の補助上限額は8,000円（宿泊料金と朝夕の食費を合算した額）とする。

なお、食事等の購入に係る証拠書類は、商品名や個々の食事単価等詳細が記載された領収書またはレシートとする。

ウ 合宿所等を利用した場合に係る経費（施設利用料、光熱水費、寝具レンタル代、寝具クリーニング代等）については実費とする。

(2) 交通費

ア 移動に要する経費として、鉄道賃、航空賃、船賃、車借上料の実費額、自家用車使用に係る費用とすること。

イ 鉄道賃は、出発地の最寄り駅から補助事業を行う会場地最寄り駅までの往復に要する運賃、特急・急行料金とすること。

なお、片道600kmを超える場合は乗車券の往復割引を、また学生にあっては学生割引（団体割引が利用可能な場合は団体割引）を利用すること。

ウ 特急・急行料金は、特急・急行列車が運行する路線において、特急は100km以上、急行は50km以上移動する場合に補助対象とすること。（外部指導者は除く）

エ 新幹線特急料金は、100km以上の場合座席指定料金とする。なお、新幹線特急料金は、やまびこ、はやて（こだま、ひかり）の利用料金とする。（盛岡以北における利用料金は、原則はやぶさの利用料金で可）

オ 航空機、船舶の利用は、他の交通機関を利用した場合と比較し、経済的かつ効率的な執行となる場合に限り、補助金対象経費として認める。なお、利用の際は、領収書に加え、搭乗・乗船が確認できるものを提出すること。（搭乗証明書、チケットの半券など）

- 力 車借上料は、借上バス、レンタカーを借上げて移動する場合に要する借上料、燃料費、有料道路料金及び駐車場料金の実費とする。貸切バスを利用の場合は、経費内訳の分かる「明細書」を提出すること。
- キ 自家用車を使用する場合は、岩手県の旅費規程に基づき出発地（自宅等）から到着地（試合会場・練習会場等）までの最短の移動距離（往復）に対し、1km当たり25円を車賃とともに、有料道路料金、駐車場代の実費を補助する。(1km未満端数切捨て)
- ※ 出発地から到着地までの移動距離の根拠資料として、「Google マップ」等の添付を求ることとする。
- ク その他の交通機関を利用しなければならない場合は事前に岩手県体育協会と協議すること。

(3) 会場使用料

使用する施設及び付随する設備の使用料金、光熱水費等について実費額とすること。

(4) 謝金

- ア 日本スポーツ協会公認コーチの資格取得者、競技団体が認定している資格を持った指導者、若しくは日本代表（年代別含む）の指導実績や、全国大会で入賞させた実績のある指導者、または日本代表（年代別含む）や全国大会で入賞実績のある選手等の支給単価は、1時間あたり7,600円を上限額とすること。
- イ 日本スポーツ心理学会認定スポーツメンタルトレーニング指導士の資格取得者の支給単価は、1時間あたりの上限額を7,600円とする。
- ウ 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの支給単価は、1時間あたりの上限額を3,900円とし、1日あたりの支給総額の上限額は15,600円（4時間相当額）とする。
- エ 上記イ、ウの資格取得者以外の者の支給単価は、1時間あたりの上限額を3,900円とし、1日あたりの支給総額の上限額は7,800円（2時間相当額）とする。
- 【上記イ、ウ、エは、岩手県、医・科学サポート事業「トレーナースタッフ派遣」の謝金基準に準ずる。】
- オ スポーツ・インテグリティ推進事業に係る講師（コンプライアンスオフィサーの資格取得者）の支給単価は、1時間当たりの上限額を3,900円とする。
- カ 謝金の支給時間の計算は、移動や休憩の時間等は含まないものとすること。
- キ 謝金の支給時間に30分未満の端数が生じたときは、その端数について1時間当たりの額の2分の1とすること。

(5) 保険料掛金（海外旅行保険料掛金含む）

補助事業に参加する選手、指導者等に対する保険加入の掛金について実費額とすること。

(6) 大会参加費

選手強化事業の一貫として参加する大会の参加料（個人・団体）について実費額とすること。
(参加料の額がわかる要項等を計画時に添付すること)

(7) 講習会等受講料

講習会等に参加する場合、参加費・受講料等の実費額とすること。
(参加費・受講料の額がわかる要項等を計画時に添付すること)

(8) その他経費

下記経費について実費額とすること。

- ① ヨット・カヌー・ボート・競技馬、自転車の輸送費
- ② スキー競技におけるリフト代
- ③ クレー射撃競技におけるクレー代、装弾代
- ④ ライフル射撃競技における装弾代
- ⑤ ボウリング競技におけるゲーム代
- ⑥ スポーツ医・科学サポートに要する消耗品代（テーピング・コールドスプレー・氷等、その他アスレティックトレーナーが必要と認める消耗品）
- ⑦ Web会議システム等による事業実施に係る経費（謝金、使用料等）
- ⑧ 不可抗力による事業の中止、不参加等でのキャンセル料
- ⑨ ①～⑧以外で必要な補助対象経費がある場合は、事前に文書により岩手県体育協会と協議すること。

(9) 事業実施後、報告の際に提出する資料等について

外部指導者等へ「謝金」を支給した場合は、下記(ア)から(I)のように証明書等を提出すること。

(ア) 宿泊料、交通費、謝金を含む全てを支給

全ての合計額に所得税（10.21%）の納税が必要となるため、競技団体等において納税し、納税したことの分かる証明書（国庫金納付書の写し）を提出すること。

(イ) 宿泊料、謝金を支給【交通費は競技団体が直接業者（チケット販売会社等）へ支払い】

宿泊料、謝金の合計額に対する所得税（10.21%）の納税が必要となるため、競技団体等において納税し、納税したことの分かる証明書（国庫金納付書の写し）を提出すること。

また、競技団体が直接業者（チケット販売会社等）に支払った交通費の領収書（宛名は競技団体名）も提出すること。

(ウ) 交通費、謝金を支給【宿泊料は競技団体が直接業者（チケット販売会社等）へ支払い】

交通費、謝金の合計額に対する所得税（10.21%）の納税が必要となるため、競技団体等において納税し、納税したことの分かる証明書（国庫金納付書の写し）を提出すること。

また、競技団体が直接業者（チケット販売会社等）に支払った宿泊料の領収書（宛名は競技団体名）も提出すること。

(エ) 謝金のみ支給【宿泊料、交通費は競技団体が直接業者（チケット販売会社等）へ支払い】

謝金に対する所得税（10.21%）の納税が必要となるため、競技団体等において納税し、納税したことの分かる証明書（国庫金納付書の写し）を提出すること。

また、競技団体が直接業者（チケット販売会社等）に支払った宿泊料、交通費の領収書（宛名は競技団体名）も提出すること。

III 各種手続き

1 事務処理の流れ

(1) 競技力向上支援事業、指導者資格取得事業関係

【競技団体】	【岩手県体育協会】	時期	提出書類
①補助金の申請 年間事業計画の作成 ↓ 補助金交付申請書の作成	補助金交付決定	3月下旬 4月1日以降	様式第1号 様式第2号 様式第3号
②補助金変更申請 補助金変更承認申請書作成	補助金交付(変更)決定	随時	様式第4号 様式第5号
③補助金請求 補助金請求書作成	補助金送金	前月の 15日まで	様式第12号 様式第13号
④事業の実施・報告 事業実施計画書の作成 事業実施報告書の作成	内容確認 内容確認	事業実施前 2週間 事業実施後 2週間	様式第8号 様式第9号 様式第10号 (外部指導者招聘の場合) 様式第11号 様式第9号 証拠書類
⑤補助金精算 補助金事業完了報告書の作成	補助金の精算・確定	事業完了2週間後 又は3月末日の いずれか早い方	様式第6号 様式第7号

(2) トップアスリート活動支援事業、ポテンシャルアスリート活動支援事業、 ジュニア体験・育成事業、トップコーチ活動支援事業、スポーツ・インテグリティ推進事業

【競技団体】 【強化指定クラブ等】	【岩手県体育協会】	時期	提出書類
①補助金の申請 補助金交付申請書の作成 事業実施計画書の作成	補助金交付決定	事業実施前 2週間	様式第2号 様式第3号 様式第8号 様式第9号 様式第10号 (外部指導者招聘の場合)
②補助金変更申請 補助金変更承認申請書作成	補助金交付(変更)決定	随時	様式第4号 様式第5号 様式第8号 様式第9号
③補助金請求 補助金請求書作成	補助金送金	随時	様式第12号 様式第13号(事業を 数回に分けて実施する 場合)
④補助金精算 補助金事業完了報告書の作成 事業実施報告書の作成	補助金の精算・確定	事業実施後 2週間	様式第6号 様式第7号 様式第11号 様式第9号 証拠書類

2 事務手続き

(1) 競技力向上支援事業、指導者資格取得事業関係

※選手強化・指導者資格取得の申請様式は別となっている

ア 補助金の交付申請をするとき

○提出時期

年度当初または、補助事業実施前まで

○提出書類

- ・競技力向上支援事業年間計画書（様式第1号）
- ・競技力向上支援事業費補助金交付申請書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）

イ 補助金の変更交付申請をするとき

○提出時期

補助金の追加配分があったとき

○提出書類

- ・競技力向上支援事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）
- ・収支予算書（変更）（様式第5号）

ウ 補助金の請求をするとき

○提出時期

翌月事業に係る概算払請求にあっては前月の15日（4・5月分にあっては4月5日）まで

※原則、概算請求は1月単位。精算払請求の場合は隨時。

○提出書類

- ・競技力向上支援事業費補助金（概算払）請求書（様式第12号）
- ・資金計画書（様式第13号）

エ 強化事業を実施するとき（事業実施前）

○提出時期

補助事業実施の2週間前まで

○提出書類

- ・競技力向上支援事業 実施計画書（様式第8号）
- ・参加者名簿兼経費内訳書（様式第9号）
- ・外部指導者経歴書（様式第10号）

※外部指導者（アドバイザリー招聘）の場合

オ 強化事業を実施したとき（事業実施後）

○提出時期

補助事業実施後2週間以内

○提出書類

- ・競技力向上支援事業 実施報告書（様式第11号）
- ・参加者名簿兼経費内訳書（様式第9号）
- ・領収書等証拠書類

カ 補助金の精算をするとき

○提出時期

すべての補助事業終了後（事業終了後2週間以内または年度末日のいずれか早い方）

○提出書類

- ・競技力向上支援事業費補助金事業完了報告書（様式第6号）
- ・収支精算書（様式第7号）

○返納口座

8ページ (2)エ 参照

(2) トップアスリート活動支援事業、ポテンシャルアスリート活動支援事業、
ジュニア体験・育成事業、トップコーチ支援事業、スポーツ・インテグリティ推進事業

ア 補助金の交付申請をするとき

○提出時期

補助事業実施 2週間前まで

○提出書類

- ・(各事業) 補助金交付申請書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・(各事業) 事業実施計画書(様式第8号)
- ・参加者名簿兼経費内訳書(様式第9号)
- ・外部指導者経歴書(様式第10号) ※外部指導者(アドバイザリーコーチ)を招聘する場合

イ 補助金の変更交付申請をするとき

○提出時期

申請金額に変更が生じたとき

○提出書類

- ・(各事業) 補助金変更承認申請書(様式第4号)
- ・収支予算書(変更)(様式第5号)
- ・(各事業) 事業実施計画書(様式第8号)
- ・参加者名簿兼経費内訳書(様式第9号)

ウ 補助金の請求をするとき

○提出時期

隨時(補助金交付申請日以降)

○提出書類

- ・(各事業) 補助金概算払請求書(様式第12号)
※事業が複数回にわたる場合は資金計画書(様式第13号)を添付すること

エ 補助金の精算をするとき

○提出時期

補助事業実施後2週間以内または年度末日のいずれか早い方

○提出書類

- ・(各事業) 補助金事業完了報告書(様式第6号)
- ・収支精算書(様式第7号)
- ・(各事業) 事業実施報告書(様式第11号)
- ・参加者名簿兼経費内訳書(様式第9号)
- ・領収書等証拠書類

○返納口座

口座: 岩手銀行 青山町支店 普通口座 2095859

名義: 公益財団法人 岩手県体育協会 会長 達増 拓也

○書類の提出先

公益財団法人 岩手県体育協会

住所 〒020-0133 盛岡市青山4-13-30

電話 019-648-0400 ファックス 019-648-1600

○補助金様式ダウンロード

公益財団法人 岩手県体育協会ホームページ「様式ダウンロード」

URL <http://iwate-sports.or.jp/download/index.html>